

時事新報

次手生稿

愛嬌が大切なり
今の世間流行は遊技の種類は其數、多くして枚擧に遑ならずと雖も、一般の嗜好は投じて人氣の盛なるものは先づ芝居と相撲の二つなる可し、一は武骨殺風景にして寧ろ殺伐の氣象を帯び、一は風流温籍にして巧みに人情の曲折を寫し、其趣は同じからざれども人氣の向ふ所は同様にして雙方ともに世々持囃され、東京までには流行最も盛にして四時共興行あらざるは、かく一舉の動作、一投足の勝負、滿都百萬人の爆笑を動かす、と珍らしからず、人氣の盛なるも實に驚く可き程の次第なるが、其の種が斯る人氣を博するに至りたるは、畢竟其技藝の能く、東京男女の嗜好に適したるが爲め、あらんと雖も人の嗜好は種々様々として剛を愛するあり柔を好むあり、活潑を喜ぶものあれば洒落を賞するものあり、各々その同じからざるも、面の如くにして何れを夫れと定むる能はざるが故、其技藝の何れの點が都人一般の嗜好に適したるやを明言するは固より困難事、されども世間普通の見解に従へば、看客の最負不最負は其藝の愛嬌如何に由るものにて例へば今の相撲にては小錦と云ひ芝居にて福助と云ふが如し、其社會に在ては雙方ともその日の出の立者にして世間の人氣一方ならざれども、其の腕前は如何と云ふに寧ろ驚くべき技倆固より凡庸ならざるは勿論、後來前途の望春の如しと雖も若しも藝道の一方より見れば今の老優老力士中、兩人の企て及ぶ可らざるもの亦少からずして、又世人の許す所、されども如何せん世上一般の人氣は此兩少年に盛にまで、相撲芝居の事に及ぶときは先づ小錦福助の名を耳にせざるは、おし技藝必ずしも第一流ならずして名聲早く既に藝壇に轟くものは、即ち其身も固有する一種の愛嬌に依るものにして、最負の多き所、人氣の向ふ所、必ずしも藝道の一助にのみあらざるの事實を見る可し、是れは藝人の一身上に就ての言なれども、技藝其物に至るとも亦その道理、外ならず力士の裸體にして相撲を合ふ有様は、随分風景なるが如く、されども其中自ら一種の愛嬌あるは人の知る所、芝居に至りては愛嬌に富めるものと今更いふまでもなし、右の二藝の世の嗜好に適して人氣の盛なるは畢竟その藝の愛嬌に在りと云はざるを得ず、左れば遊技に愛嬌の缺く可らざるとは勿論、よして又其道に従事する藝人も、世の最負を得んとするに、は愛嬌の大切なること勿論ありと知る可し、右は遊技の細談、されども社會一般の事も亦ふれど同様にして人間處世の道に於て愛嬌の大切なるは、藝人の藝道に於けると違ふ異なるふと、蓋し人間は有情の動物として、其社會は全く乾燥したるものにあらざれば、固より愛嬌の事のみ行はる可きならず況して世間の人氣を相手にする商賈政治の事に於て之を遊技に比して其流儀も違へ人の最負に依て自ら立つの一段、よしては彼是の相違ある可らざれば、務めて愛嬌を賣り世の最負を決するものと、肝要ある可き、よ今の世間の有様を見れば、愛嬌を稼業とする輩にして却て人に愛想づかしを爲すが如きものさへ、さきにあらす彼の大きな會社などの役員が、どかく横柄にして得意の客人を輕蔑する、其細きは其本分を忘却したるものにして、沙汰の限り、云々、又世の政黨員と稱する人々が自ら高き居て、其の邊に關係せざるものを罵り、又は狂熱の餘り互に腕力を以て相争ふ、さよ外より見て醜に堪へざるの

みならず自家の稼業に對しても妙なりと云ふ可らず、蓋し今の日本には封建士族の遺流多きが爲り、商賈の社會政治の社會とも、其餘弊を脱する能はずして、動もすれば事の甚に及べる次第ならんと雖も、一旦豁然自ら顧みて、其處世の道は藝人の遊技に於けると同様、世も最負せられて人氣を得るよあらざれば、自ら世を立つの困難あることを知らば、自今以後、更其心事身構を改め、大覺悟する所なかる可らず、今の活潑少壯の士人中には、商賈もしくは政治社會の小錦、福助を氣取るもの少からざるも、ならん可れども、兩人の如き愛嬌なくして、兩人の如き人氣を得んとするは、到底望む可きにあらず、況んや兩人の技倆すらもなきに於て、をや今の社會を立んとする者は、剛柔急徐の流儀は、就れにしても先づ一點の愛嬌、以て世の人氣を取るの手段、專一なりと知る可し

官報

海軍志願兵徵募規則ノ改正ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
明治廿二年 五月廿一日 海軍大臣 伯耆西郷從道
勅令第六十八號

第一條 海軍志願兵徵募規則ハ本則ニ依り服役セシム
第二條 志願兵ノ職名ハ左ノ如シ一水兵 軍樂生 水雷夫 火夫 工夫 木工 鍛冶 看護夫 厨夫
第三條 志願兵ニ徵募スルルキノ年齢制限ハ左ノ如シ一水兵 火夫 厨夫 滿十七年以上二十一年未満 二木工 鍛冶 看護夫 厨夫 滿十七年以上二十六年未満 三水雷夫 工夫 木工 滿十七年以上三十二年未満 四軍樂生 滿十四年以上十七年未満
第四條 左ノ掲クル者ハ志願兵タルコトヲ許サズ一陸軍ノ豫備役後備役ニ在ル者 二徵兵令第二十八條ニ當ル者 三禁錮以上ノ刑ニ處セラルル者 四賭博犯キ由リ懲罰ニ處セラレタル者 五刑罰受ケ負價ノ義務ヲ免レラレタル者 五身代限りノ服役ヲ分テ現役及豫備役トス現役ハ八箇年ニテ入營ノ日ヨリ之ニ服ス豫備役ハ四箇年ニテ現役ヲ終リタル日ヨリ之ニ服ス水雷夫ハ前項ニ依テ十二箇年間現役ニ服セシメ豫備役ニ服セシメス但第一二箇年ハ六箇月以内第二三箇年ヨリ一年間毎二箇月以内在營セシメ其餘ノ時日ハ歸休セシム
第六條 現役中及豫備役中ニシテ其刑罰懲罰中ノ日數ハ服役年數ニ算入セシム
第七條 服役期限既ニ滿ルト雖も戰時或ハ事變ニ際スルルキ若クハ臨時ニ演習ノ舉アルトキ豫備兵ハ戰時或ハ事變ニ際スルルキ要スルコトキハ召集ス平時ニ在テハ演習ノ爲メ召集スルコトアル可シ但豫備兵ハ代テ可ラザル職務ヲ奉スル官吏及市町村長タル職曾ノ職員其間會中亦同シ
第九條 服役中ハ死現役ニ堪ヘ難キ者ハ其役ヲ免シ現役ヲ通シテ滿十二箇年ニ至ルマテ豫備役ニ服セシム其永久服役ニ堪ヘ難キ者ハ兵役ヲ免ス
第十條 水雷夫 工夫 厨夫 外志願兵ノ現役中ハ家族アル者ハ限リ其扶助金ヲシテ一日金二圓七錢ヲ給ス
第十一條 志願兵徵募ノ爲メ別表ノ如ク海軍志願兵徵募區ヲ定メ守府守シテ之ヲ管セシム
第十二條 志願兵徵募ノ人員ハ毎年海軍大臣之ヲ定メ各徵募區ニ配當シ守府守シテ徵募セシム軍樂生 水雷夫 工夫 前項ニ依テ守府守シテ海軍省第一局ヲシテ徵募セシム
第十三條 舊規則ニ依リ徵募シタル者ノ服役年期ハ舊規則ニ依リ
第十四條 舊規則ニ依リ一箇月金一圓七十五錢ノ家族扶助金ヲ給スル者ハ本年十月以後其現役滿期マテ一日金五圓七錢ノ家族扶助金ヲ給ス

Table with columns for rank (兵, 少尉, 中尉, 大尉, 少佐, 中佐, 大佐, 少将, 中將, 大將) and names of officers.

陸軍志願兵徵募規則ノ改正ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
明治廿二年 五月廿一日 陸軍大臣 伯耆大山 巖
勅令第六十九號

第一條 陸軍志願兵徵募規則ハ本則ニ依り服役セシム
第二條 志願兵ノ職名ハ左ノ如シ一少尉 中尉 大尉 少佐 中佐 大佐 少将 中將 大將
第三條 志願兵ニ徵募スルルキノ年齢制限ハ左ノ如シ一少尉 中尉 大尉 少佐 中佐 大佐 少将 中將 大將 滿二十一年以上二十六年未満
第四條 左ノ掲クル者ハ志願兵タルコトヲ許サズ一陸軍ノ豫備役後備役ニ在ル者 二徵兵令第二十八條ニ當ル者 三禁錮以上ノ刑ニ處セラルル者 四賭博犯キ由リ懲罰ニ處セラレタル者 五刑罰受ケ負價ノ義務ヲ免レラレタル者 五身代限りノ服役ヲ分テ現役及豫備役トス現役ハ八箇年ニテ入營ノ日ヨリ之ニ服ス豫備役ハ四箇年ニテ現役ヲ終リタル日ヨリ之ニ服ス水雷夫ハ前項ニ依テ十二箇年間現役ニ服セシメ豫備役ニ服セシメス但第一二箇年ハ六箇月以内第二三箇年ヨリ一年間毎二箇月以内在營セシメ其餘ノ時日ハ歸休セシム
第六條 現役中及豫備役中ニシテ其刑罰懲罰中ノ日數ハ服役年數ニ算入セシム
第七條 服役期限既ニ滿ルト雖も戰時或ハ事變ニ際スルルキ若クハ臨時ニ演習ノ舉アルトキ豫備兵ハ戰時或ハ事變ニ際スルルキ要スルコトキハ召集ス平時ニ在テハ演習ノ爲メ召集スルコトアル可シ但豫備兵ハ代テ可ラザル職務ヲ奉スル官吏及市町村長タル職曾ノ職員其間會中亦同シ
第九條 服役中ハ死現役ニ堪ヘ難キ者ハ其役ヲ免シ現役ヲ通シテ滿十二箇年ニ至ルマテ豫備役ニ服セシム其永久服役ニ堪ヘ難キ者ハ兵役ヲ免ス
第十條 水雷夫 工夫 厨夫 外志願兵ノ現役中ハ家族アル者ハ限リ其扶助金ヲシテ一日金二圓七錢ヲ給ス
第十一條 志願兵徵募ノ爲メ別表ノ如ク海軍志願兵徵募區ヲ定メ守府守シテ之ヲ管セシム
第十二條 志願兵徵募ノ人員ハ毎年海軍大臣之ヲ定メ各徵募區ニ配當シ守府守シテ徵募セシム軍樂生 水雷夫 工夫 前項ニ依テ守府守シテ海軍省第一局ヲシテ徵募セシム
第十三條 舊規則ニ依リ徵募シタル者ノ服役年期ハ舊規則ニ依リ
第十四條 舊規則ニ依リ一箇月金一圓七十五錢ノ家族扶助金ヲ給スル者ハ本年十月以後其現役滿期マテ一日金五圓七錢ノ家族扶助金ヲ給ス

陸軍志願兵徵募規則ノ改正ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
明治廿二年 五月廿一日 陸軍大臣 伯耆大山 巖
勅令第七十號

Vertical text on the far left margin, likely containing publication details or advertisements.